

## 社会福祉法人館山老人ホーム評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人館山老人ホーム定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準及びにその支給方法を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 役員の報酬は評議員会出席1回につき、一人あたり11,000円とし、その都度支給する。

2 報酬の支給は、請求手続きを要しないものとする。

(出張旅費)

第3条 評議員が出張を命じられた場合は、社会福祉法人館山老人ホーム旅費規程を準用し、役員を評議員と読み替えるものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する